

札幌市環境影響評価条例の概要等

(平成25年10月1日改正施行)

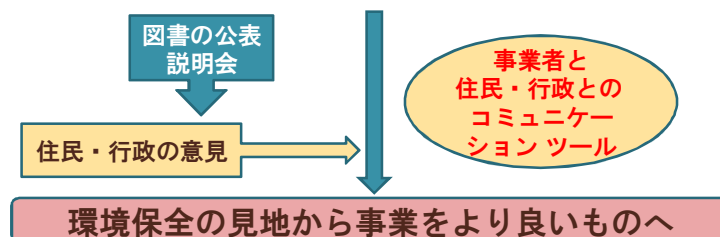
1. 環境影響評価制度とは
2. 環境影響評価の手続図書
3. 法と条例との比較
4. 市条例改正の主な理由・背景
5. 市条例改正までの経過
6. 市条例改正の概要
7. 市条例の評価項目
8. 市条例施行規則改正の概要
9. 案件審査状況
10. 環境影響評価と生物多様性

作成：札幌市環境局 環境共生推進担当課

1

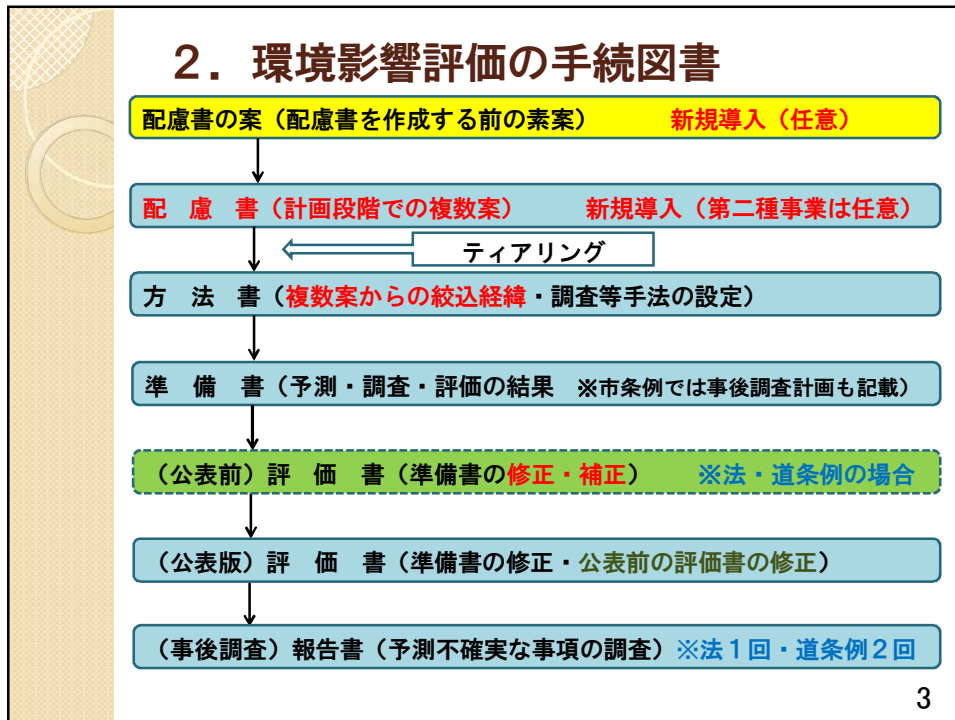
1. 環境影響評価制度とは

- 対象 大規模な開発等の事業
- いつ 事業を実施する前
- 誰が 事業者自ら
- 何を 事業が環境に与える影響について
- どう 予測・調査・評価を実施



★ 許認可制度ではなく、手続制度です！！

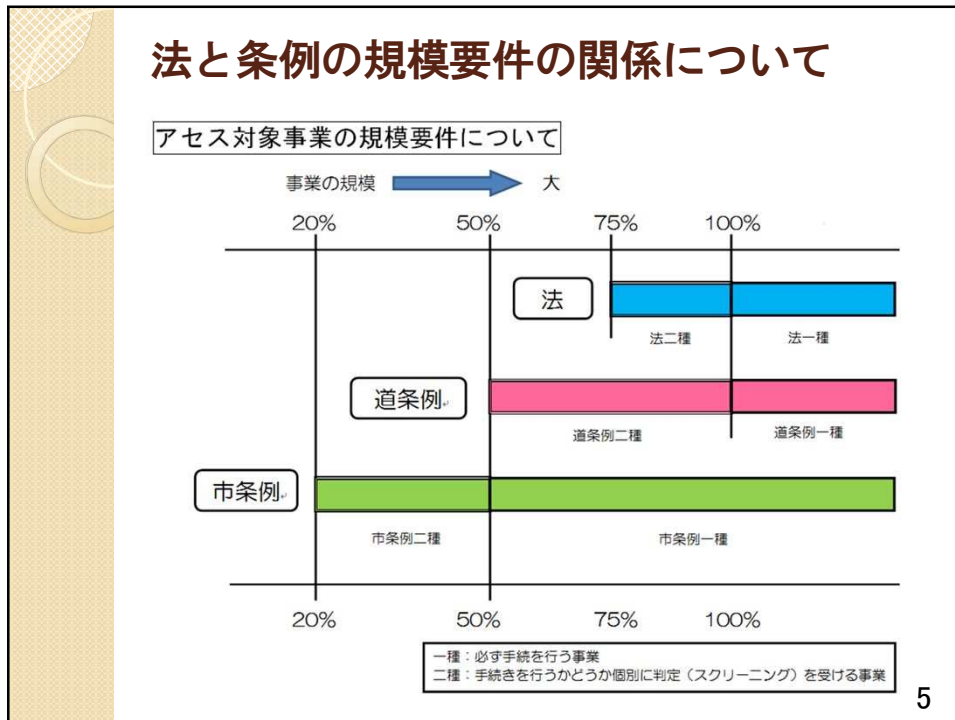
2



3. 法と条例との比較

	法	道条例	市条例
事業の性質	<ul style="list-style-type: none"> 大規模 国が関与(免許等) 補助金等交付 国が実施 規模で一種、二種 ※13種	<ul style="list-style-type: none"> 法対象と同規模以下 事業者の限定なし 規模で一種、二種 ※16種	<ul style="list-style-type: none"> 法対象より小規模 事業者の限定なし 市内全域一種、特定地域では小規模なものは二種 ※19種
対象区域	全国	道内(札幌以外)	札幌市内
図書公表者 説明会開催者	事業者	知事 ※インターネット公表は事業者	事業者
意見募集実施者 (対象者)	事業者 (誰でも)	知事 (道民に限る)	市長 (誰でも)
首長意見	準備書段階まで	事後調査報告書まで	評価書以外
評価書修正	大臣(免許者) 勧告	知事意見	修正なし
事後調査	工事中の最大ピーク時に実施、工事完了後に事業者が公表	着手後及び完了後に実施し、知事が公表	事業者が 実施時期や公表時期を決定
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 施行令、施行規則 基本的事項 主務省令 	<ul style="list-style-type: none"> 施行規則 技術指針 	<ul style="list-style-type: none"> 施行規則 環境配慮指針 技術指針

4



4. 市条例改正の主な理由・背景

- (1) 法改正への対応
(法制度の充実との整合性を図る)
- (2) 道条例改正への対応
(改正後も適用除外を維持する)
- (3) 市条例の運用によって浮かび上がった課題への対応
(事後調査報告手続等の充実のため)
(説明会、市長意見及び審議会関与の追加)

5. 市条例改正までの経過

- (1) 札幌市環境影響評価審議会
 - ・平成23年11月諮問（条例第45条）
 - ・平成24年12月中間報告
 - ・平成25年3月答申（会議回数：全9回）
- (2) 環境局
 - ・平成25年1～3月パブコメ実施
 - ・平成25年5月第2回定例市議会へ改正条例案上程
- (3) 公布・施行
 - ・平成25年6月12日公布
 - ・平成25年10月1日施行

7

6. 市条例改正の概要

- (1) **配慮書（の案）手続の導入<新規>**

早期の段階から住民や行政の意見を聞くことにより、環境面の配慮を事業計画に反映させる。

 - ・ 配慮書の案 全事業：任意
 - ・ 配慮書 **第一種：必須**、第二種：任意
 - ・ 複数案（位置規模、配置構造）
 - ・ 事業を実施しない案（ゼロオプション）
 - ・ 住民説明会の開催
 - ・ 住民意見の募集（市長）
 - ・ 審議会の関与（諮問・答申）
 - ・ 市長意見

8

(2) **方法書手続の充実**
 より一層のコミュニケーションの充実を図る。
 ・配慮書段階から絞り込んだ事業計画の検討経緯
 ・住民説明会の開催 <追加>
 ・審議会の関与 <追加>

(3) **図書のインターネット公表**
 インターネットの普及、住民の縦覧の便宜拡大により
 コミュニケーションの充実を図る。
 ・全ての手続図書を義務化 <新規>
 ※「配慮書の案」は任意

(4) **事後調査報告書手続の充実等**
 現行条例の見直し(手続の統一、住民・市長意見の反映)
 ・図書の公表主体変更(市長→事業者) <変更>
 ・住民意見に対する事業者見解の作成 <追加>
 ・見解書の告示縦覧(市長) <追加>
 ・必要に応じて市長意見(審議会関与) <追加>

9

7. 市条例の評価項目（技術指針）

環境要素の区分（評価に係る基本項目）		
・人の健康の保護 ・生活環境の保全 ・環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質	窒素酸化物・硫黄酸化物・浮遊粒子状物質・粉じん等
	騒音・振動	騒音・（超）低周波音・振動
	水質	水の汚れ・水の濁り・有害物質・水温・富栄養化・DO・pH・地下水位
	地形・地質	重要な地形及び地質
	その他	地盤沈下・日照障害・電波障害・シャドーフリッカー
・生物多性の確保 ・多様な自然環境の体系的保全	植物	重要な植物種及び群落とその生育地
	動物	重要な動物種及び群落とその生息地
	生態系	地域を特徴づける生態系
・人と自然との 触れ合い	景観	主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観
	活動の場	主要な人と自然との触れ合い活動の場
・環境への負荷低減 ・地球環境の保全	廃棄物等	廃棄物及び副産物、産業廃棄物
	温室効果ガス	メタン、二酸化炭素

10

8. 施行規則改正の概要

【対象事業に「風力発電所」を追加】

① 規模の大小にかかわらず発生する影響

- ・ 総出力1, 500kW以上（新規・増設とも）
- ・ 騒音・低周波音、ハードストライク、景観、土地の改変

② 地域にかかわらず発生する影響

- ・ 特定地域における第二種事業の設定をしない
→ **市内全域を第一種事業とする**

9. 案件審査状況【市条例対象】

事業名	事業種類	終了段階	備考（論点等・市長意見）
真駒内滝野霊園 拡張事業	建築物その他の工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状の変更の事業	事後調査 報告書 H25	・ 環境保全措置（希少植物・希少動物） ・ 浄化槽処理水の河川への影響（水生動物・水質） ・ 騒音（工事・道路交通） ・ 景観（滝野すずらん丘陵公園から） ・ 交通問題（墓参車両による渋滞）
屯田・茨戸通	道路	評価書 H18	・ ヤチダモ防風林の保全（歴史的資源・自然環境・自然と人の共存） ・ 道路交通騒音 ・ 路面雨水対策（水質汚濁防止） ・ 景観（高架部・遮音壁）・遺跡資源
厚別山本公園 造成事業	レクリエーション施設の新設及び増築の事業	評価書 H24	・ 現状（二次的に生成した草原環境を利用する動物・鳥類・両生類・水生昆虫）の保全と造成緑化計画との調和 ・ 騒音（工事・自動車）、振動（自動車）
（仮称）札幌創世 1.1.1区 北1西1地区第一種 市街地再開発事業	建築物の新築の事業	評価書 H26 ※事後調査 報告あり	・ 大型建築物が与える都心部周囲への影響（NOx、粉じん、風害、地盤沈下、電波障害、都会の生態系、景観）
（仮称）北8西1地区 第一種市街地 再開発事業	建築物の新築の事業	準備書 H26	・ 大型建築物が与える都心部周囲への影響（地盤沈下、景観、日照阻害による小学校児童への健康影響等） ・ モニタリングの実施と結果報告

【アセス法対象】

事業名	事業種類	終了段階	備考（論点等・市長意見）
北海道新幹線 （新青森・札幌間）	鉄道	評価書 H14	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境（車両基地ボイラー） ・騒音（車両走行） ・微気圧波（トンネル出入り時） ・地盤沈下（工事）・電波障害 ・水質汚濁（工事中、旧手稲鉱山） ・土壌汚染（工事中、旧手稲鉱山） ・魚類の保全・植物の保全（移植先の植物相） ・景観（手稲山） ・廃棄物（トンネル工事等の掘削土） ・事業実施にあたっての詳細検討の不足
（仮称） 北部事業予定地 一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物 最終処分場	準備書 H25	<ul style="list-style-type: none"> ・長期工事による影響と保全対策（騒音・希少猛禽類） ・移植先の環境整備（魚類・昆虫類・植物） ・景観 ・事後調査の計画、手法の検討
石狩湾新港 発電所建設計画	火力発電所 （LNG）	評価書 H26	<p><札幌地域のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民への説明不足、不安解消（NOx） ・景観（建築物の色彩コントラスト） ・環境モニタリング結果及び環境保全対策の公表
<p>※市域外・事業外の事項に対する審議会の意見（準備書）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸生態系及び海洋生態系 ・大気質 ・振動 ・説明、コミュニケーション ・送電設備に係る自主評価と説明 			

10. 環境影響評価と生物多様性

◎生物の多様性に関する条約 1993（H5）年12月発効

※168の国と機関（日本は1992年調印・1993年締結）

（Convention on Biological Diversity; CBD）

- ・生物多様性（「生態系」「種」「遺伝子」）の保全
- ・生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ・遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

◎環境基本法 1993（H5）11月成立

- ・公害対策基本法、自然環境保全法の限界（複雑化する環境問題）
- ・施策の方向性が中心（環境基準の設定、環境基本計画の策定はあるが）
- ・各法令の上位法

環境基本法> 循環型社会形成推進基本法
 生物多様性基本法
 環境影響評価法

◎生物多様性基本法 2008 (H20) 年6月成立

- ・種の保存と地域の自然環境の保全
- ・生物多様性に及ぼす影響の回避、国土・自然資源の持続可能な利用
- ・予防的及び順応的取組方法の実施
- ・長期的視点からの生態系等の保全、再生
- ・地球温暖化の防止の観点からの生物多様性の保全
- ・国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務

◎第10回締結国会議 (GOP10) 名古屋市、2010 (H22) 年

<愛知目標>

- ・2010年目標に替わる2011年以降の戦略計画
- ・2050年 (人類と自然が共生する世界)
- ・2020年までに実効性のある緊急行動実施 (強制力なし)

◎環境影響評価法 1997 (H9) 成立 2011 (H23) 年改正

※改正時の課題等

- ・方法書段階 (既に計画された事業情報の説明) でのコミュニケーション
→戦略的アセス (SEA) の制度化 → (断念) → 配慮書手続 (事業アセスに近い)

15

◎生物多様性基本法と環境影響評価法

- ・生物多様性基本法は各種生物関係の法令に対する「一般法」である。
- ・生物多様性に関する環境影響評価を実施する場合は、戦略的環境アセスメントを義務付けている。(「特別法」的)
- ・環境影響評価法には、生物多様性がもたらす社会・文化的影響評価が含まれていない。
- ・配慮書に対する意見は、制度的に環境保全の観点からのものであり、社会、経済、文化的観点からの意見は、環境影響評価法上は対象としていない。
- ・生物多様性の保全と環境影響評価のあり方
 - (例) 文化評価の手法の検討
「事業評価」「環境評価」など社会科学的手法の導入
 - (例) 計画段階における利害関係者の参加のあり方
「P I」の導入 (国土交通省: 道路事業)

16